

日本大学松戸歯学部と松戸市との包括的な連携に関する協定書

日本大学松戸歯学部（以下「甲」という。）と松戸市（以下「乙」という。）は、相互の包括的な連携に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲及び乙が、包括的な連携のもとに、広範な分野で相互に保有する資源を活用し、地域社会の発展と人材の育成に寄与することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携する。

- (1) 甲の地域貢献に関すること。
- (2) 乙の施策の推進や地域の課題解決のための知的資源、人的資源及び物的資源の活用に関すること。
- (3) 甲及び乙の人材の育成に関すること。
- (4) 市民の歯と口腔の健康づくりの推進に関すること。
- (5) その他、甲及び乙が必要と認める事項に関すること。

（連携の推進）

第3条 甲及び乙は、この協定に基づく連携を効果的かつ効率的に推進するため、情報共有の促進や意思決定の迅速化などの必要な措置を講ずるものとする。

2 甲及び乙は、この協定に基づく連携を円滑に推進するため、それぞれの連携窓口を設置し、適宜連絡調整を行うものとする。

（守秘義務）

第4条 甲及び乙は、この協定に基づく連携に当たり、知り得た秘密を漏らしてはならない。この協定の有効期間中のみならず有効期間終了後も同様とする。

（有効期間）

第5条 この協定は、締結の日から発効し、有効期間は3年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日から2か月前までに甲乙のいずれからも申し出のないときは、さらに1年間更新するものとし、その後も同様とする。

（協議）

第6条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲及び乙が協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、両者署名押印の上、各自1通を保有する。

平成30年5月7日

甲) 千葉県松戸市栄町西二丁目870番1

日本大学松戸歯学部

学部長

浩谷



乙) 千葉県松戸市根本387番地の5

松戸市

松戸市長

本郷谷 健

